

第三者による調査について

本市幹部職員による告発に係る「第三者による調査」について、現在の状況等について御報告します。

1 これまでの経過

令和8年1月15日 総務局人事部長が記者会見
1月28日 横浜市会が全会一致で「真相究明を求める決議」
1月29日 市コンプライアンス委員会において、「第三者による調査」の実施を決定
2月4日 神奈川県弁護士会に調査委員の推薦を依頼
2月25日 神奈川県弁護士会からの回答書を受領（2月20日付）

【配布文書に記載された項目】

- 1 パワハラ疑いのある言動
- 2 労働法令違反の深夜・休日を問わない対応を求める業務連絡
- 3 市会議員、副市長等に対する暴言
- 4 気に入らない職員の「市長室出入り禁止」の扱い
- 5 山中氏の変わらない基本姿勢

2 神奈川県弁護士会への依頼等

(1) 県弁護士会への依頼内容【調査の概要】

推薦人数：3名（調査委員からの申出を受けて、調査補助員を置くことも想定）

※本市や事案に係る個人と利害関係のないことを条件としています。

※調査委員には事務局機能も併せて依頼します。

調査内容：日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を実施

① 1月15日に人事部長が記者会見の際に配布した文書中に記載されている事実関係の調査、認定、評価

② 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

※1月28日にマスコミ等に対して、人事部長が把握している事実関係をまとめた資料が追加配付されていることを明記

調査期間：依頼の日から3か月を目安（調査状況により前後する場合は、別途協議します。）

経 費：①委員活動費：2万円（税別）／時間（タイムチャージ制）

②事務的経費：実費相当額（旅費交通費、音声反訳費、通信費等）

※調査期間中における1か月あたりの平均報酬額は600万円を目安とします。

(2) 県弁護士会との協議

県弁護士会からの回答書において、報酬等の条件について協議が必要との申出があったため、2月25日、27日に協議を行いました。

その結果、市会などの場で調査委員が説明する場合には、タイムチャージによらず、1回あたり5万円（税別）を支払うことで了承が得られました。

3 今後の予定

推薦された弁護士3名との最終調整が概ね整いましたので、近日中に調査を依頼します。